

行動計画

社会福祉法人ひみ福社会

職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年間

2 内 容

目標1 年次有給休暇取得日数を1人あたり平均12日以上とする。

令和4年 4月～ 有給休暇の取得状況の把握

令和4年 5月～ 人員配置を厚くするなど有給休暇を取得しやすい職場環境整備の実施

令和4年 5月～ 各部署において有給休暇取得計画を策定

目標2 係長級以上の女性の割合を75%とする。

令和4年 5月～ 人事考課面接時における上司との意見交換の実施

令和5年 6月～ 主任以上の役職者を対象とした昇格意欲の喚起、管理職に必要なマネジメント能力付与研修の実施

目標3 所定外労働を短縮する。

令和4年 6月～ 部署ごとの時間外労働時間の把握及び問題点の検討

令和4年 7月～ 時間外労働の適正化を推進するため、業務内容、業務分担及びシフト等の改善、ICT機器導入の検討の実施